

放課後児童クラブ入会申込書

(申込日) 年 月 日

神埼市長 様

(保護者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

昼間連絡が取れる電話番号

(1) \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

(2) \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

※□の箇所はご了解ください。  
□ 日割り計算はありません。  
□ 納期限内に負担金を納入ください。

放課後児童クラブへの入会につき次のとおり申込みします。(日曜、祝日、8/13~8/15, 12/29~1/3を除く)

Table with columns for name, birth date, gender, school name, grade, and application details like period and reasons.

○申込日現在の世帯員の状況 ※同居の父母、祖父母、兄弟姉妹について記入(入会児童を除く)してください。

Table for household members with columns for name, age, occupation, and contact info.

※以下は市で記入します。

Table for administrative details like payment location, insurance, and fees.

## 記入上の注意

この入会申込書は、その家庭から2人以上の児童が同時に入会を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。また、日付等の記入もれ、印鑑もれ等がないように十分確認をして提出してください。

- 1 「住所」は、入会児童が居住している住所を記入してください。転入(居)予定での申し込みの場合は、「現住所」と「転入(居)予定先の住所」を記入してください。また、「保護者氏名」に書かれた方を全ての書類の「申込者」として統一してください。また、「昼間連絡が取れる電話番号」は、親族等を含め、優先順に2箇所記入してください。
- 2 「入会児童」について、「氏名(ふりがな)、生年月日、性別、学年」を記入してください。
- 3 「放課後事業の実施を希望する期間」は、4月1日から翌年3月31日までのうち希望する期間を記入してください。
- 4 「利用区分」ごとの希望欄に○をつけてください。申込書提出後に変更する場合は、変更届等の提出が必要です。
- 5 「入会希望の児童クラブ名」は、下記から選んで記入してください。

・新樹クラブ(神埼小学校)	・せんだんクラブ(神埼小学校)
・若菜クラブ(西郷小学校)	・山王クラブ(仁比山小学校)
・じろうクラブ(千代田東部小学校)	・じょうばるクラブ(千代田中部小学校)
・ひしのみクラブ(千代田西部小学校)	・脊振児童クラブ(脊振小学校)

- 6 「週の利用希望回数」は、回数を記入し、「土曜入会希望」の「有・無」に○をつけ、「有」の方は、「土曜入会希望場所」について○をつけてください。長期休業中のみの利用者は、土曜日利用はできません。

※土曜日入会は、土曜日に入会児童と同居している父母および70歳未満の祖父母のいずれもが「8」に記載している入会基準に該当している場合に限られます。

- 7 「主な送迎者と時間」について、「授業がある日(平日)」「長期休業中、土曜等」の欄に主な送迎者とその時間を記入してください。保護者等だけでなく、兄や姉によるお迎えも認めています。また、児童クラブから習い事に直接行かせることも可能です。ただし、別途誓約書の提出(クラブ届出)が必要です。
- 8 児童クラブへ入会できる基準は、入会児童と同居している父母および70歳未満の祖父母のいずれもが次の各号のいずれかに該当し、児童の面倒を見ることができない場合に限られます。そのことを証明する「就労証明書」または「自営申立書」が必要ですが、就労以外での理由で申請をされる場合は、そのことを証明する書類等を添付した「申立書」が必要です。

- (1) 1月において、最低勤務時間および日数が、1日4時間以上かつ月15日以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

- 9 「申込日現在の世帯員の状況」の欄は、同居している父母、祖父母、兄弟姉妹について全て記入(入会児童を除く)してください。転入(居)予定での申し込みの場合は、転入(居)予定先の世帯の状況について記載してください。

※児童クラブへの入会については、「入会できる基準に該当しない」「負担金等の滞納がある」ために児童クラブへの入会が認められない場合等、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※負担金の支払いは、原則「口座振替」「学期払」です。特別な事情により減免申請を希望される場合、「月払」を希望される場合は、社会教育課(電話37-3593)までご連絡ください。